

平成21（2009）年度
手数料適正化検討委員会報告書

平成22（2010）年1月14日
豊島区手数料適正化検討委員会

はじめに

昨年9月のリーマンショックに端を発した金融危機は、世界各国の景気を急速に悪化させるとともに、国や地方自治体の財政にも波及し、大幅な税の減収による財源不足の拡大が見込まれる中、自立した経営主体として地方自治体の舵取りが今まで以上に大きく注目されています。こうした時代背景において、行政サービスとコスト負担を明らかにし、公平で公正な財政運営を実現することがますます重要な課題となっています。

本委員会は、行財政改革推進本部の決定に基づき平成13年6月に設置され、同年12月に本区における手数料のあり方について検討結果をまとめ、料額改定の基本的な指針を示しました。区では、この指針に基づき、14・16年度の2度にわたる改定など、手数料の適正化に向けて具体的な取組みを行ってきました。

手数料は、身近な行政サービスに対する対価であると同時に、料額の基礎となるコストは社会経済状況によって変化するため、手数料を負担する区民への説明責任を果たすうえでも、その動向を適切に把握しておく必要があります。

こうした観点から、本委員会は、本年7月、20年度決算をもとに現行の手数料額とコストに関する調査を実施し、受益者負担の視点から原価負担率等の分析を行うとともに、新たな手数料の設定について検討を行ってまいりました。

その結果、以下のとおりまとめましたので、ここに報告いたします。

平成22年1月14日

豊島区手数料適正化検討委員会
委員長(政策経営部長) 横田 勇

目次

はじめに

第1	現状	1
	1 手数料条例等に基づく手数料	
	2 収入の状況	
第2	負担の原則	2
	1 手数料の意義	
	2 負担の基本原則	
	3 新たな手数料の設定	
第3	料額の見直し基準	3
	1 適正な原価負担率	
	2 標準事務にかかる手数料の改定	
	3 料額改定の23区統一基準	
第4	経費の範囲と算定基準	4
	1 経費の範囲	
	2 処理時間	
第5	見直しの必要性	6
	1 統一的な積算基準による経費算定	
	2 コストと料額の乖離状況	
	3 料額改定の要否	
第6	新たな手数料の検討	8
	1 他区の手数料	
	2 全庁的な調査	
第7	今後の検討	9
	1 今回のコスト調査の結果から改定の検討を要すると判断された手数料	
	2 乖離幅は100円未満であるが、原価以上の料額を徴収している手数料	
	3 適正な手数料の把握	
(別紙)	1 手数料対象事務経費の積算結果(改定の検討を要すると判断された手数料)	
	2 手数料対象事務経費の積算結果(全件一覧表)	
(資料)	1 豊島区手数料適正化検討委員会設置要綱	
	2 平成21年度豊島区手数料適正化検討委員会 検討経過	
	3 平成21年度豊島区手数料適正化検討委員会 委員名簿	

第1 現状

1. 手数料条例等に基づく手数料

手数料に関する事項は、地方自治法第228条により条例で定めることとされており、本区における手数料に関する条例及びこれによる手数料は、概ね以下のとおりである。

条 例	内 容	規定項目数
手数料条例	住所又は居所に関する証明書の交付等に係る手数料	133項目 (小項目353)
自転車等の放置防止に関する条例	自転車撤去保管手数料	2項目
幼稚園条例	入園料	1項目
廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例	廃棄物処理手数料等	8項目
興行場法施行条例	興行場の営業許可申請に係る手数料	2項目
化製工場等に関する法律施行条例	化製工場設置許可申請に係る手数料	3項目
プールに関する条例	プールの開設許可申請に係る手数料	1項目

2. 収入の状況

手数料収入は、20年度決算では、区の歳入の0.8%にあたる7億6千4百万円となっている。また、21年度当初予算では、歳入全体に占める割合は0.9%、特定財源に占める割合は3.2%であり、区の貴重な財源となっている。

手数料の決算額と当初予算額

単位:千円

区 分	内 容	20年度決算額	21年度予算額
総務手数料	住民基本台帳等の事務など	181,355	188,394
衛生手数料	食品衛生関係手数料など	49,645	53,170
清掃環境手数料	ごみ処理券手数料など	381,677	446,503
都市整備手数料	開発許可事務手数料	1,770	667
土木手数料	自転車等撤去保管手数料など	149,506	153,620
文化商工手数料	農地転用事務手数料	0	1
教育手数料	幼稚園入園料	222	168
合 計		764,175	842,523

第2 負担の原則

1. 手数料の意義

地方自治法第 227 条では「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」と規定している。

したがって、手数料については、特定の者のためにする事務ないしサービスの反対給付であり、地方公共団体が、「特定の者のために提供する役務に対し、それらに要した費用に充てるため徴収する金銭」と定義することができる。

具体的には、手数料の徴収対象となる役務は「特定の者のため」である必要があり、これは一般的には「受益性」と言われており、手数料は受益者負担のもとに徴収されるものである。

また、「特定の者のためにする事務」は、特定の者の利益を目的として行なわれる事務であって、もっぱら行政上の必要性に基づいて行なわれる事務でないことが要件である。

2. 負担の基本原則

手数料は「特定の者のためにする事務」に要する経費の対価として徴収されるものであることから、基本的には、受益者がその事務に要した経費全額を負担することが原則である。

(1) 実費補てん方式

手数料徴収の対象となる事務が、もっぱら特定の者又は一部住民の利益のために必要とされ、その経費に一般財源を充てることが適当でない場合、相当額を手数料として徴収する。

(2) 一部実費補てん方式

許可等の手数料徴収の対象となる事務は、公共的な目的の実現に必要であるが、特定の者のために役務が提供される性質を有しているため、その経費全額に一般財源を充当するのに適さず、許可等の役務提供のため直接必要となった増加経費相当分について、手数料を徴収する。

(3) 収益着目方式

特許又はこれに準じる行為により、反射的に多大の又は独占的な経済的利益を得られる場合、均衡上、その受益に着目し相当額を手数料として徴収する。

(4) 低額方式

実費方式を基本としつつも、納付義務者は低所得者層が多いなどの理由から、政策的に特に低額の手数料を設定する。

本区では、「収益着目方式」、「低額方式」によるべき手数料は見当たらないため、原則として「実費補てん方式」、「一部実費補てん方式」を採用することとする。

3. 新たな手数料の設定

前述のとおり、地方公共団体は「特定の者のためにする事務」について手数料を徴収することができるが、今後、新たな手数料を徴収する場合は、前述の2つの方式を踏まえつつ、「①利用者の特別の受益の程度」、「②利用者の所得」、「③事務内容に関する政策的配慮」などを総合的に勘案して決定することとする。

第3 料額の見直し基準

1. 適正な原価負担率

手数料については、受益者がその役務の提供に要した経費全額を負担することが原則であり、原価負担率(コストに対する料額の充足割合)をできるだけ100%に近づけることが必要となるが、コストに応じた料額を設定すると端数が生じ、窓口での収納事務も煩雑となる。

そのため、原価負担率に一定の幅を持たせることとし、「負担の原則」での考え方を踏まえ、適正な範囲を概ね95%から105%と定める。原価負担率が概ね95%に満たない、もしくは、105%を超える手数料のうち、コストと料額との差額が概ね100円超のものについて、見直しを検討する。

2. 標準事務にかかる手数料の改定

地方自治法第228条では、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(標準事務)については、政令で定める金額の手数を標準として条例を定めなければならないとされている。

同法の規定に基づき、地方公共団体の手数料の標準に関する政令において手数料を徴収する事務並びに金額を定めており、特別区に関連する事務として、戸籍事務に関する証明書等の交付、道路運送車両法に基づく臨時運行許可に関する事務が掲げられている。

これら法令の趣旨を踏まえ、政令で規定されている標準事務については、当該事務に要する本区でのコストを把握したうえで、政令の改正に合わせ、その料額を改定することとする。

3. 料額改定の23区統一基準

特別区においては、従来、ほとんどの手数料額が統一的に定められてきた。これは、東京という大都市を23区が一体として形成してきたこと、制度的に都の内部団体的な性格を有してきたこと、都区財政調整制度という独自の財政制度を採用してきたことなどに起因している。

しかしながら、平成12年4月から施行された都区制度改革関連の改正地方自治法により、特別区は基礎的な地方公共団体として、これまでの都の内部団体的

性格が改められ、自己決定、自己責任による行財政運営が求められている。

このような大きな制度的転換を考慮すると、安易な「23 区横並び」にとどまることなく、住民の利便性に配慮しつつ、各区が独自に経費を分析し適正な手数料額を決定していく必要がある。

第4 経費の範囲と算定基準

1. 経費の範囲

手数料算定の基礎となる費用の範囲には、当該役務の提供に直接必要となる経費が全て含まれる。

これまでの経緯、実態を考慮すると、人件費、物件費、その他の経費の3つを対象経費として手数料額を算定することが適当であり、それぞれの範囲、算出基準を次のとおり定める。

(1) 人件費

人件費については、役務を提供するために要した職員に関する経費と位置づけ、手数料の対象となる事務に従事した時間に応じた額とする。

職員の時間あたりの給与額(時間単価)を基本とし、23 区統一基準の歴史的経緯を踏まえ、職員構成、従事職員等による変動を避けるため、都区財政調整制度における標準給によるものとする。

平成 20 年度都区財政調整標準給 7,612,415 円(共済費含む/年間)

時間単価＝標準給÷[52 週×40 時間－18 日(休日日数)×8 時間]
＝3,932 円(1 分当たり 65.53 円)

(2) 物件費

物件費については、役務を提供するために要した物的経費と位置づけ、次のとおり区分する。

区分	範囲	基準
消耗品費	地図、配置図、事務用品、参考図書、台帳、検査証、鑑札などの購入費	・当該事務に専ら要した経費 ・前年度執行額をもとに算出した1件あたりの額 ・経費の按分を要する場合は、処理時間数による
印刷製本費	手引き、封筒、申請書、許可証、届出など印刷製本に要した経費	同上

備品の減価償却費	購入した備品の定率による償却額	同上(なお、機器の耐用年数は所得税法第37条、第49条に定める年数とする。)
通信運搬費	はがき・切手代、電報料金、電話料金	同上

(3)その他の経費

人件費、物件費に区分されない、役務の提供に必要な統一的経費として、以下の3種類をその他の経費に位置づける。

区 分	範 囲	基 準
旅費	旅費、旅行雑費	・当該年度に専ら要した経費 ・前年度執行額をもとにした1件あたりの額
報酬・賃金	臨時職員賃金、非常勤職員報酬、審査会委員報酬	・経費の按分を要する場合は、処理時間数による
電算機器賃借料及び保守経費	OA 機器、コピー、事務用機器の賃借料及び保守委託料	

2. 処理時間

実態分析により、事務処理手順は下記のとおり4つの段階に区分されるため、この区分毎に事務内容を種別化するとともに、それぞれの業務内容を例示して処理時間を割り振ることとする。これにより、手数料額の人件費を算出する処理手順、時間の明確化を図る。

区 分	事 務 内 容 等	
	種 別	業 務 内 容
受 付	①受付 ②審査 ③事前相談 ④補正 ⑤台帳等記入	申請書等の受付等 申請内容の点検等 申請に関する事情聴取、相談等 申請の修正指導等 受付簿等への記入、OA 機器への入力
調 査	①現場調査 ②書類審査 ③検索・確認 ④照会	申請事案所在への調査等 申請事案内容の調査 電算情報等の検索、確認 関係機関等への問い合わせ
処 理	①起案 ②入力 ③台帳記載 ④決定 ⑤許可書等作成	事案決定等の稟議書作成等 電算処理システム等への入力 処理簿等への記入 事案の処分等の決定 許可書、証明書等の作成
交 付	①通知 ②許可書等交付	申請者への連絡、通知 公印の執行、手交等

	③台帳記入 ④手数料領収	交付簿等への記載 手数料の領収、領収書の発行
その他	①審査会付議 ②講習会等	建築審査会等での検討 更新時の事後講習会等の開催

第5 見直しの必要性

1. 統一的な積算基準による経費算定

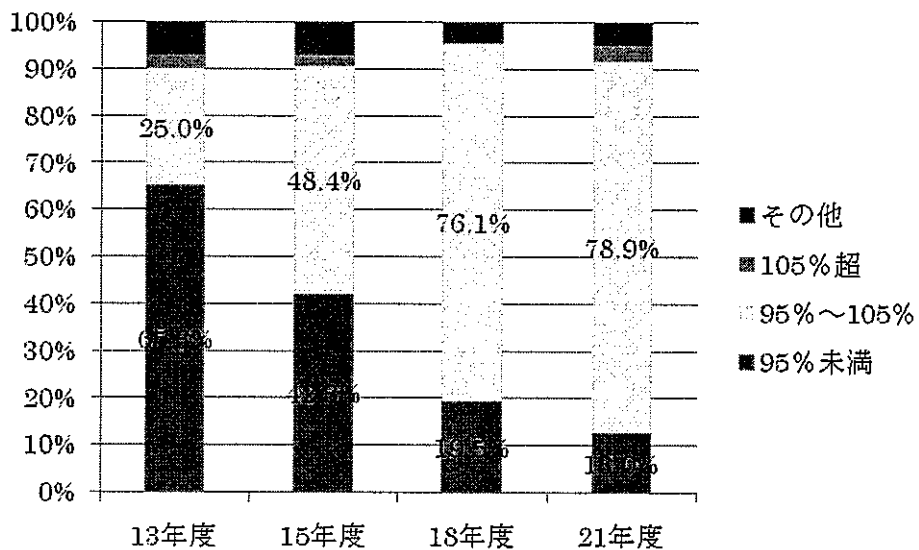
前記の基準等により、手数料の対象となる事務について、本年7月改めて人件費、物件費などの状況に関する調査を実施したところ、別紙のような結果が得られたため、これを基本に料額の改定を検討した。

2. コストと料額の乖離状況

原価負担率の推移 95%未満の構成比は着実に減少している

原価負担率	平成 13 年度		平成 15 年度		平成 18 年度		平成 21 年度	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
95%未満	196	65.3	132	42.3	67	19.5	48	13.0
95%~105%	75	25.0	151	48.4	261	76.1	292	78.9
105%超	8	2.7	7	2.2	1	0.3	12	3.2
その他	21	7.0	22	7.1	14	4.1	18	4.9
合計	300	100.0	312	100.0	343	100.0	370	100.0

原価負担率別構成比の推移



上表のとおり、原価負担率 95%未満の構成比は、調査を実施する度に着実に低下してきており、13年度で65%を超えていたものが、21年度調査では13% (48件)にまで改善されている。一方、原価負担率が95%から105%までの間の適正料額とされる割合は、25%から79%にまで上昇している。

現状では8割以上の手数料が原価負担率95%以上の負担となっており、料額とコストとの乖離については大きな改善が図られたと言える。

3. 料額改定の要否

(結論) 現行の料額を据え置くこととする。

(理由)

- 今回の手数料コスト調査の結果から、前回(15年度)の手数料適正化検討委員会の報告時と比較して、適正水準を下回る原価負担率95%未満の料額の占める割合が42.3%(132件)から13.0%(48件)へと大きく改善され、すでに8割強の手数料が適正水準またはそれ以上の原価負担となっていることが判明した。
- 原価負担率95%未満の料額の多くは、都区間の関係や乖離幅、申請件数等から改定を要しないと判断される。
- 改定の検討が必要と判断される11件の手数料については、下記理由に加え、現在、日本経済が景気悪化の長期化を見据える局面にあり、今後区民生活がますます厳しさを増していくと推測される状況を踏まえると積極的に引き上げを行う根拠に乏しく、今回は改定を見送ることとする。

【改定の検討を要する11件の手数料については別紙資料1参照】

11件のうち4件は区民課の住民票関連、7件は生活衛生課の環境衛生関連業務である。

・「広域住民票」発行業務

「広域住民票」とは、居住自治体以外の自治体で取得できる全国共通の住民票である。現在、549円のコストに対し400円の収入、原価負担率は73%となっており、23区においては、ほとんどの区で通常住民票と同額を徴収しているため、豊島区民向けの住民票の料額(400円)と相違するのは適切ではない。

・ 環境衛生関連業務

今までは都の料額改定(料率上げ)に23区が歩調を合わせ料額改定(料率

上げ)を行ってきたが、都の料額改定額と豊島区のコスト調査結果から求められる原価額とでは、ある業種では値下げが可能であったり、別の業種では都の料率上げ以上の料額改定の必要があったりと、業種間で大きなばらつきがある状況となっている。

直近の都の料額改定(料率上げ)に対し、豊島区を含め半数の区では改定を行っていないという事情に加え、景気の悪化というマイナス要因もあり、料額を改定する状況には至っていない。

第6 新たな手数料

1. 他区の手数料

今回 22 区の手数料条例について、他区にあり豊島区にはないものを調査した結果、12 業務に関し手数料の存在が確認された。

	名称	概要	料額
1	契約施工(履行)証明	契約の履行内容等に関する証明(自治体での契約実績を条件とする入札や業者登録に対応するため)	300円
2	認可地縁団体告示事項証明	地方自治法の規定により財産を所有する地縁団体について告示した事項に関する証明	300円
3	不在住証明	住民基本台帳に記載がないことの証明(〇〇住所には△△氏名の登録はない)	300円
4	埋葬、改葬又は火葬許可証交付済証明	墓地、埋葬等に関する法律に基づく埋葬、改葬又は火葬の許可証の交付済証明	300円
5	浄化槽清掃業許可申請	浄化槽法に基づく浄化槽清掃業の許可	15,000円
6	予防接種に関する証明	主に海外留学先に麻疹(はしか)の接種済み証明を提出する。区で管理している集団接種の状況を証明する	300円
7	換地確定図の写しの交付	区画整理事業地内の換地の証明	300円
8	路線図の写しの交付	路線番号図のコピーを交付する	300円
9	特別区道認定済証明	道路法に基づく特別区道として道路が認定されていることの証明	300円
10	道路区域証明	道路法に基づく特別区道の道路区域に関する証明	300円
11	遭難船舶の認証	水難救護法に基づく船難報告書に関する証明	300円
12	漂流物又は沈没品に関する証明	漂流物又は沈没品に関する証明	300円

これらの手数料について、豊島区で同様の申請があったときどのような対応をしているかを調査し、手数料新設の可能性を検討した。

結果は以下のとおりである

	名称	豊島区での対応	新設可能性
1	契約施工(履行)証明	総務課で行政証明(400円)として発行中。数年 に1回あるかないかの状況。	他の方法で対応済み。
2	認可地縁団体告示 事項証明	豊島区では現在15団体告示している。行政証明 (400円)で対応している。	他の方法で対応済み。
3	不在住証明	同様の証明を記載事項証明書で出している。 (不現住の証明)	他の方法で対応済み。
4	埋葬、改葬又は火葬 許可証交付済証明	許可証の再交付(無料)または行政証明書(400 円)のどちらかで対応中。年数件あるかないか。	可能ではあるが財政効 果は乏しい。
5	浄化槽清掃業許可 申請	豊島区では1件も実績・相談がない。そのような 業者が存在しないのでは。	新設の必要がない。
6	予防接種に関する証 明	保健所の医師のサインで無料で証明を発行。年 5件程度。	可能ではあるが財政効 果は乏しい。
7	換地確定図の写しの 交付	区で区画整理をしたことがない。	新設の必要がない。
8	路線図の写しの交付	需要がない。出したことがない。	新設の必要がない。
9	特別区道認定済証 明	総務課から公告文書を貸し出す。コピーを実費 で取っている。年5件程度。	可能ではあるが財政効 果は乏しい。
10	道路区域証明	豊島区には区域図がない。(ある区とない区があ る)	新設の必要がない。
11	遭難船舶の認証	豊島区には海・大河川はない	新設の必要がない。
12	漂流物又は沈没品に 関する証明	豊島区には海・大河川はない	新設の必要がない。

上記の通り、4・6・9 番については手数料新設の可能性はあるものの、どれも年間数件程度の実績しかなく、また、様式等も定まっていないことから、歳入確保のため条例化し、証明発行の体制を整えるまでには至らないと判断し、新たな手数料の導入を見送ることとした。

2. 全庁的な調査

「多大なコスト(労力)がかかっているにも関わらず、手数料収入に結び付かない事務」がないかについても全庁的に調査を行い、手数料の新設を目指したが、とくに提案はなかった。

第7 今後の検討

1. 今回のコスト調査の結果から改定の検討を要すると判断された手数料

21年度調査においても未だ13%(48件)の手数料が適正な原価負担率を下回ることが判明し、このうち、都区間の関係や乖離幅等の状況を勘案した上で、なお改定を要すると判断されるものが11件あった。

今回は料額の改定を行わないと判断したものの、今後適切な改定の時期、料額等について精査する必要がある。

2. 乖離幅は 100 円未満であるが、原価以上の料額を徴収している手数料

負担の公平性を確保する観点から、原価負担率が 105%を超え、原価以上の料額を徴収している手数料については料額引き下げの検討が必要である。

(1)自動交付機による住民票等の証明書発行手数料

今回の調査で、乖離幅が 100 円未満(乖離額 43 円)であるが、コストを超える料額(原価負担率 117%)となっていることが判明した。

No.	別表番号	事務内容	所管課	現行料額 a (円)	コスト b	乖離額 a-b	原価負担率 a/b
19	9	住民票の写し等(自動交付機)	区民課	300	257	43	117%

- 住民票の発行については、平成 14 年度より窓口での発行を 400 円、自動交付機による発行を 300 円とし、100 円のメリット付与により区民に自動交付機の利用を促す政策が進められていた。
- 自動交付機による証明書発行件数は年々増え、20 年度においては 145,425 通の利用があった。自動交付機の維持にかかる費用は定額であり、発行枚数の増加は 1 枚当たりのコストを下げる効果がある。また、19 年度の交付機更新の際、設置台数を削減したことが功を奏し、原価を低減させた経緯がある。この 2 つの理由により、自動交付機による発行の方が、窓口での発行よりコストが安価となった。現在、自動交付機の料額を政策的に引き下げるのではなく、コスト低減の効果が区民に還元されていると言える状況になっている。
- 自動交付機による発行コストについては、18 年度調査時に 466 円であったが、今回の調査で 257 円まで下がっていることが判明し、引き下げも検討できる状況となった。仮に 200 円まで料額を引き下げた場合、乖離幅 57 円、原価負担率 78%となり、現状の乖離幅 43 円、原価負担率 117%よりも乖離が広がる結果となってしまう。
- 自動交付機による住民票等の発行手数料を単体としてとらえると、原価以上の負担を徴収していると言えるが、現在、住民票の発行には、窓口と自動交付機による発行の 2 種類があり、両者は合わせ考える必要がある。両方のコストを足して原価負担率を求めると、98%と原価未満の負担率となり、適正な負担と言える状況になっている。両者は密接な関係があり、一つの住民票発行業務として考えたコストを料額に反映させるべきである。
- 以上の理由により、今回は料額を据え置くが、今後も証明書発行状況やコスト単価を定期的に検証し、自動交付機のあり方や料額の算出方法を再度精査し、改定の是非を検討していく必要がある。

3. 適正な手数料の把握

手数料は、租税が税率で定められているのと異なり、額で規定されるため、役務の提供に要した実費(コスト)を基本として料額を設定しても、給与改定、物価変動等によりコストが年々変化し、原価負担率も変動することになる。

このため、手数料にかかるコストについては、適時適切に調査を実施するなど、定期的に実費を確認しておかなければならない。

また、住民票の窓口、機械という2種類の発行のように、密接に結びつく手数料については、今後、グループ化し総体としてのコストを把握するのかどうかについても検討していく必要がある。さらに、新たな手数料の導入や、手数料を徴している現行業務について、本来は租税ではなく手数料で賄うべき経費がないか否かについても検討する必要がある。今後、コストの把握や負担の公平性の確保といった観点から、より実態に合ったコスト算出方法について議論を重ね、検証をすすめていくことが必要である。

手数料対象事務経費の積算結果

別紙 1 改定の検討を要すると判断された手数料 …… 1

別紙 2 全件一覧表 …………… 2

手数料対象事務経費の積算結果【改定の検討を要すると判断された手数料】

(平成20年度決算ベース)

単位:円

No.	別表 番号	事務内容	所管課	現行料額 a	現行料額 施行年月日	コスト			乖離額 a-b	原価 負担率 a/b
						人件費 b1	物件費 他 b2	コスト計 b1+b2=b		
20	9	広域住民票	区民課	400	15年8月25日	(4.8分) 315	234	549	△ 149	73%
22	10	住民票の閲覧	区民課	100	14年10月1日	(4.0分) 262	204	466	△ 366	21%
23	11	住民記録一覧表の閲覧	区民課	2,500	15年10月1日	(36.3分) 2,379	436	2,815	△ 315	89%
28	14	住民基本台帳カードの交付	区民課	500	15年8月25日	(16分) 1,048	1,880	2,928	△ 2,428	17%
43	27	ア 旅館業法許可申請 ホテルまたは旅館	生活衛生課	23,900	16年10月1日	(684.8分) 44,875	1,873	46,748	△ 22,848	51%
44	27	イ 旅館業法許可申請 簡易宿所または下宿	生活衛生課	13,200	16年10月1日	(508.8分) 33,342	700	34,042	△ 20,842	39%
45	28	旅館業の地位の承継承認	生活衛生課	8,000	16年10月1日	(140分) 9,174	330	9,504	△ 1,504	84%
46	29	公衆浴場法に基づく浴場業許可 申請	生活衛生課	22,000	12年4月1日	(615.2分) 40,314	1,819	42,133	△ 20,133	52%
365	興	興行場の営業の許可申請(常設) (豊島区興行場法施行条例)	生活衛生課	17,500	13年4月1日	(387.5分) 25,393	1,427	26,820	△ 9,320	65%
366	興	興行場の営業の許可申請(仮設) (豊島区興行場法施行条例)	生活衛生課	11,100	13年4月1日	(257分) 16,841	1,116	17,957	△ 6,857	62%
370	ブ	プール等の開設許可申請 (豊島区プールに関する条例)	生活衛生課	12,500	13年4月1日	(584.6分) 38,309	1,772	40,081	△ 27,581	31%

※人件費は1分あたり65.53円で計算

11件

手数料対象事務経費の積算結果 【全件一覧表】

(平成20年度決算ベース)

申請件数が極小等のためコスト算出ができない手数料と、国の標準事務に関する手数料のコスト欄等については、「-」で表示しています。

単位:円

No.	別表 番号	事務内容	所管課	現行料額 a	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 a-b	原価負担率 a/b
1	1	住所又は居所に関する証明書	区民課	400	14年10月1日	-	-	-
2	2	身分、資格又は履歴に関する証明書(身分証明書)	区民課	400	14年10月1日	413	△ 13	97%
3	2	身分、資格又は履歴に関する証明書 (その他の行政証明書)	区民課	400	14年10月1日	355	45	113%
4	2	国民健康保険の資格取得・喪失に関する証明書 (被保険者資格の取得・喪失)	国保年金課	400	14年10月1日	370	30	108%
5	3	営業又は業務に関する証明書	生活衛生課	400	16年10月1日	422	△ 22	95%
6	4	区税その他諸収入に関する証明書の交付 (納税証明書)	税務課	300	9年7月1日	311	△ 11	96%
7	4	国民健康保険料の賦課及び納入済額の証明 (保険料賦課額・納入済額証明書)	国保年金課	300	9年7月1日	305	△ 5	98%
8	4	介護保険料納入済額の証明書	介護保険課	300	12年4月1日	-	-	-
9	4	後期高齢者保険料納入済額の証明書	高齢者医療 年金課	300	20年4月1日	2,115	△ 1,815	14%
10	5	納税管理人に関する証明書の交付	税務課	300		-	-	-
11	6 ア	土地又は建物に関する証明 (建築確認台帳等の記載事項証明)	建築審査課	400	14年10月1日	413	△ 13	97%
12	6 イ	特別区道幅員証明	道路管理課	300	9年7月1日	325	△ 25	92%
13	6 イ	区有地境界図・区域図抄本	道路管理課	300	9年7月1日	332	△ 32	90%
14	6 イ	道路台帳平面図(現況図)複写	道路管理課	300	12年4月1日	318	△ 18	94%
15	7	文書の受理に関する証明書	区民課	400	14年10月1日	-	-	-
16	8	戸籍の附表の写し	区民課	400	14年10月1日	473	△ 73	85%
17	8	登録原票記載事項証明	区民課	400	14年10月1日	452	△ 52	89%
18	9	住民票の写し	区民課	400	14年10月1日	429	△ 29	93%
19	9	住民票の写し等(自動交付機)	区民課	300	12年4月1日	257	43	117%
20	9	広域住民票	区民課	400	15年8月25日	549	△ 149	73%
21	9	住民票記載事項証明書	区民課	400	14年10月1日	455	△ 55	88%
22	10	住民票の閲覧	区民課	100	14年10月1日	466	△ 366	21%
23	11	住民記録一覧表の閲覧	区民課	2,500	15年10月1日	2,815	△ 315	89%
24	12	印鑑登録証	区民課	500	14年10月1日	1,420	△ 920	35%
25	12	印鑑登録証(外国人)	区民課	500	14年10月1日	1,941	△ 1,441	26%
26	13	印鑑に関する証明書(印鑑登録証明書)	区民課	400	14年10月1日	638	△ 238	63%
27	13	印鑑に関する証明書(外国人印鑑証明)	区民課	400	14年10月1日	523	△ 123	77%
28	14	住民基本台帳カードの交付	区民課	500	15年8月25日	2,928	△ 2,428	17%

No.	別表 番号	事務内容	所管課	現行料額 a	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 a-b	原価負担率 a/b
29	15	仮戸籍記載事項に関する証明書の交付	区民課	400	14年10月1日		400	#DIV/0!
30	16	不在籍証明書	区民課	400	14年10月1日	507	△ 107	79%
31	17	戸籍全部事項(謄本)・個人事項(抄本)証明	区民課	450		-	-	-
32	18	戸籍に記載した事項に関する証明	区民課	350		-	-	-
33	19	除籍の謄抄本・全部・個人・一部の証明	区民課	750		-	-	-
34	20	除籍の記載事項照明	区民課	450		-	-	-
35	21	受理証明書・届出に基づく証明書	区民課	350		-	-	-
36	21	受理証明書・届出に基づく証明書 上質紙を用いた場合	区民課	1,400		-	-	-
37	22	受理した書類の閲覧	区民課	350		-	-	-
38	23	その他区長又は行政委員会において 適当と認められた事項に関する証明書	総務課	400	14年4月1日	591	△ 191	68%
39	23	町会・自治会の申請による証明	区民活動推 進課	400	14年10月1日	-	-	-
40	24	自動車臨時運行許可申請	区民活動推 進課	750	9年3月1日	-	-	-
41	25	農地転用申請受理事務	生活産業課	400	14年10月1日	-	-	-
42	26	農地又は採草放牧地転用の権利移転届出受理事務	生活産業課	400	14年10月1日	-	-	-
43	27 ア	旅館業法許可申請 ホテルまたは旅館	生活衛生課	23,900	16年10月1日	46,748	△ 22,848	51%
44	27 イ	旅館業法許可申請 簡易宿所または下宿	生活衛生課	13,200	16年10月1日	34,042	△ 20,842	39%
45	28	旅館業の地位の承継承認	生活衛生課	8,000	16年10月1日	9,504	△ 1,504	84%
46	29	公衆浴場法に基づく浴場業許可申請	生活衛生課	22,000	12年4月1日	42,133	△ 20,133	52%
47	30	理容師法・美容師法 理美容所検査	生活衛生課	16,000	12年4月1日	15,466	534	103%
48	31	クリーニング法 クリーニング所検査	生活衛生課	16,000	12年4月1日	14,676	1,324	109%
49	32	温泉法 温泉利用許可申請	生活衛生課	35,000	12年4月1日	35,130	△ 130	100%
50	33	温泉法 温泉利用許可の地位の承認	生活衛生課	8,000	20年1月1日	8,397	△ 397	95%
51	34	食品衛生法に基づく許可申請 ア 飲食店営業許可申請	生活衛生課	18,300	19年4月1日	18,453	△ 153	99%
52	34	ア 飲食店営業許可更新申請	生活衛生課	8,900	19年4月1日	9,179	△ 279	97%
53	34	(ア)移動飲食店又は臨時飲食店 営業許可申請	生活衛生課	5,600	16年10月1日	5,821	△ 221	96%
54	34	(ア)移動飲食店又は臨時飲食店 営業許可更新申請	生活衛生課	2,800	16年10月1日	2,904	△ 104	96%
55	34	イ 喫茶店営業許可申請	生活衛生課	11,500	19年4月1日	11,835	△ 335	97%
56	34	イ 喫茶店営業許可更新申請	生活衛生課	5,700	19年4月1日	5,902	△ 202	97%
57	34	ウ 菓子製造業営業許可申請	生活衛生課	16,800	19年4月1日	16,946	△ 146	99%
58	34	ウ 菓子製造業営業許可更新申請	生活衛生課	8,400	19年4月1日	8,655	△ 255	97%
59	34	(ウ)移動又は臨時菓子製造業 営業許可申請	生活衛生課	5,500	16年10月1日	5,721	△ 221	96%
60	34	(ウ)移動又は臨時菓子製造業 営業許可更新申請	生活衛生課	2,700	16年10月1日	2,854	△ 154	95%
61	34	ク 乳製品製造業営業許可申請	生活衛生課	25,200	19年4月1日	25,534	△ 334	99%

No.	別表 番号	事務内容	所管課	現行料額 a	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 a-b	原価負担率 a/b
62	34	ク 乳製品製造業営業許可更新申請	生活衛生課	12,600	19年4月1日	12,914	△ 314	98%
63	34	タ 魚肉練り製品製造業営業許可申請	生活衛生課	19,200	19年4月1日	19,436	△ 236	99%
64	34	タ 魚肉練り製品製造業営業許可更新申請	生活衛生課	9,600	19年4月1日	9,834	△ 234	98%
65	34	ニ 氷雪販売業営業許可申請	生活衛生課	15,800	19年4月1日	15,882	△ 82	99%
66	34	ニ 氷雪販売業営業許可更新申請	生活衛生課	8,200	19年4月1日	8,443	△ 243	97%
67	35	畜犬登録鑑札交付	生活衛生課	3,000	12年4月1日	2,843	157	106%
68	36	予防注射済票交付	生活衛生課	550	12年4月1日	539	11	102%
69	37	畜犬登録鑑札再交付	生活衛生課	1,600	12年4月1日	1,483	117	108%
70	38	予防注射済票再交付	生活衛生課	340	12年4月1日	377	△ 37	90%
71	39	食鳥処理事業許可	生活衛生課	22,500	19年4月1日	23,090	△ 590	97%
72	40	食鳥処理場の構造または設備の変更許可申請	生活衛生課	12,000	19年4月1日	12,374	△ 374	97%
73	41	食鳥検査 1羽につき	生活衛生課	6	19年4月1日	6.3	△ 0	95%
74	42	食鳥処理事業の確認規定認定申請	生活衛生課	6,200	19年4月1日	6,408	△ 208	97%
75	43	食鳥処理事業の確認規定認定申請(変更)	生活衛生課	2,700	19年4月1日	2,804	△ 104	96%
76	44	ア 診療所開設許可	生活衛生課	18,000	12年4月1日	17,617	383	102%
77	44	イ 助産所開設許可	生活衛生課	11,000	12年4月1日	10,942	58	101%
78	45	診療所使用前検査	生活衛生課	22,000	12年4月1日	21,700	300	101%
79	45	診療所使用前検査(自主検査)	生活衛生課	3,200	13年4月1日	3,195	5	100%
80	45	助産所使用前検査	生活衛生課	16,000	12年4月1日	15,476	524	103%
81	45	助産所使用前検査(自主検査)	生活衛生課	3,200	13年4月1日	3,195	5	100%
82	46	衛生検査所登録申請	生活衛生課	80,000	12年4月1日	79,305	695	101%
83	47	衛生検査所登録申請書書換え交付及び再交付	生活衛生課	8,200	12年4月1日	8,080	120	101%
84	48	衛生検査所登録変更申請	生活衛生課	61,000	12年4月1日	59,646	1,354	102%
85	49	死体保存許可申請	生活衛生課	3,400	12年4月1日	3,355	46	101%
86	50	薬局の開設許可申請	生活衛生課	34,100	17年4月1日	34,200	△ 100	100%
87	50	薬局の開設許可申請(更新)	生活衛生課	12,700	17年4月1日	12,752	△ 52	100%
88	51	薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可申請	生活衛生課	7,400	17年4月1日	7,508	△ 108	99%
89	51	薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可更新申請	生活衛生課	4,600	17年4月1日	4,559	41	101%
90	52	薬局製造販売医薬品の製造業の許可申請	生活衛生課	13,800	17年4月1日	12,725	1,075	108%
91	52	薬局製造販売医薬品の製造業の許可更新申請	生活衛生課	7,600	17年4月1日	7,332	268	104%
92	53	薬局製造販売医薬品の製造販売品目ごとの承認申請	生活衛生課	140	17年4月1日	143	△ 3	98%
93	54	薬局製造販売医薬品の製造販売品目ごとの承認事項の一部変更の承認申請	生活衛生課	140	17年4月1日	143	△ 3	98%
94	55	医薬品の販売業の許可申請	生活衛生課	34,100	17年4月1日	34,150	△ 50	100%

No	別表 番号	事務内容	所管課	現行料額 a	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 a-b	原価負担率 a/b
95	55	医薬品の販売業の許可申請(更新)	生活衛生課	12,700	17年4月1日	12,702	△ 2	100%
96	55	薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の書換申請	生活衛生課	2,400	17年4月1日	2,594	△ 194	93%
97	57	薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の再交付申請	生活衛生課	3,400	17年4月1日	3,577	△ 177	95%
98	58	薬局製造販売医薬品の製造業の書換申請	生活衛生課	2,400	17年4月1日	2,594	△ 194	93%
99	59	薬局製造販売医薬品の製造業の許可の再交付申請	生活衛生課	3,400	17年4月1日	3,577	△ 177	95%
100	60	薬局開設又は医薬品販売業許可証の書換え交付	生活衛生課	2,500	17年4月1日	2,594	△ 94	96%
101	61	薬局開設又は医薬品販売業許可証の再交付	生活衛生課	3,500	17年4月1日	3,577	△ 77	98%
102	62	毒物劇物販売業登録申請	生活衛生課	16,900	17年4月1日	16,130	770	105%
103	62	毒物劇物販売業登録申請(更新)	生活衛生課	7,400	17年4月1日	6,955	445	106%
104	63	毒物劇物販売登録票書き換え申請	生活衛生課	2,800	17年4月1日	2,594	206	108%
105	64	毒物劇物販売登録票再交付	生活衛生課	4,900	17年4月1日	4,887	13	100%
106	65	麻薬小売業の免許申請	生活衛生課	4,600	17年4月1日	4,687	△ 87	98%
107	66	麻薬小売業の免許の再交付申請	生活衛生課	3,200	17年4月1日	3,331	△ 131	96%
108	67	行商人の鑑札・記章交付	生活衛生課	1,800	19年4月1日	1,861	△ 61	97%
109	67	行商人の鑑札・記章再交付	生活衛生課	1,100	19年4月1日	1,183	△ 83	93%
110	68	食品製造業の営業許可申請	生活衛生課	13,200	19年4月1日	13,211	△ 11	100%
111	68	食品製造業の営業許可申請(更新)	生活衛生課	7,800	19年4月1日	7,999	△ 199	98%
112	69	動物質原料運搬業許可	生活衛生課	8,000	12年4月1日	8,078	△ 78	99%
113	69	動物質原料運搬業許可(更新)	生活衛生課	4,000	12年4月1日	4,114	△ 114	97%
114	70	動物質原料運搬容器検査	生活衛生課	200	12年4月1日	149	51	134%
115	70	動物質原料運搬容器再検査	生活衛生課	100	12年4月1日	113	△ 13	88%
116	71	動物質原料運搬容器検査証再交付	生活衛生課	100	12年4月1日	113	△ 13	88%
117	72	開発行為許可申請 自己の居住用 0.1ha未満	都市開発課	13,000	19年7月1日	13,370	△ 370	97%
118	72	開発行為許可申請 自己の居住用 0.1~0.3ha未満	都市開発課	34,000	19年7月1日	34,995	△ 995	97%
119	72	開発行為許可申請 自己の居住用 0.3~0.6ha未満	都市開発課	65,000	19年7月1日	66,449	△ 1,449	98%
120	72	開発行為許可申請 自己の居住用 0.6~1ha未満	都市開発課	133,000	19年7月1日	133,945	△ 945	99%
121	72	開発行為許可申請 自己の居住用 1~3ha未満	都市開発課	200,000	19年7月1日	202,424	△ 2,424	99%
122	72	開発行為許可申請 自己の居住用 3~6ha未満	都市開発課	261,000	19年7月1日	266,644	△ 5,644	98%
123	72	開発行為許可申請 自己の居住用 6~10ha未満	都市開発課	337,000	19年7月1日	339,382	△ 2,382	99%
124	72	開発行為許可申請 自己の居住用 10ha以上	都市開発課	460,000	19年7月1日	467,821	△ 7,821	98%
125	72	開発行為許可申請 自己の業務用 0.1ha未満	都市開発課	20,000	19年7月1日	20,499	△ 499	98%
126	72	開発行為許可申請 自己の業務用 0.1~0.3ha未満	都市開発課	46,000	19年7月1日	46,580	△ 580	99%
127	72	開発行為許可申請 自己の業務用 0.3~0.6ha未満	都市開発課	100,000	19年7月1日	100,314	△ 314	100%

No.	別表 番号	事務内容	所管課	現行料額 a	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 a-b	原価負担率 a/b
128	72	イ 開発行為許可申請 自己の業務用 0.6~1ha未満	都市開発課	185,000	19年7月1日	186,159	△ 1,159	99%
129	72	イ 開発行為許可申請 自己の業務用 1~3ha未満	都市開発課	307,000	19年7月1日	310,666	△ 3,666	99%
130	72	イ 開発行為許可申請 自己の業務用 3~6ha未満	都市開発課	415,000	19年7月1日	422,722	△ 7,722	98%
131	72	イ 開発行為許可申請 自己の業務用 6~10ha未満	都市開発課	521,000	19年7月1日	525,604	△ 4,604	99%
132	72	イ 開発行為許可申請 自己の業務用 10ha以上	都市開発課	737,000	19年7月1日	743,819	△ 6,819	99%
133	72	ウ 開発行為許可申請 その他 0.1ha未満	都市開発課	131,000	19年7月1日	133,735	△ 2,735	98%
134	72	ウ 開発行為許可申請 その他 0.1~0.3ha未満	都市開発課	199,000	19年7月1日	200,575	△ 1,575	99%
135	72	ウ 開発行為許可申請 その他 0.3~0.6ha未満	都市開発課	292,000	19年7月1日	294,939	△ 2,939	99%
136	72	ウ 開発行為許可申請 その他 0.6~1ha未満	都市開発課	348,000	19年7月1日	351,294	△ 3,294	99%
137	72	ウ 開発行為許可申請 その他 1~3ha未満	都市開発課	525,000	19年7月1日	530,847	△ 5,847	99%
138	72	ウ 開発行為許可申請 その他 3~6ha未満	都市開発課	599,000	19年7月1日	602,930	△ 3,930	99%
139	72	ウ 開発行為許可申請 その他 6~10ha未満	都市開発課	746,000	19年7月1日	747,096	△ 1,096	100%
140	72	ウ 開発行為許可申請 その他 10ha以上	都市開発課	1,004,000	19年7月1日	1,009,216	△ 5,216	99%
141	73	1 開発行為許可申請(設計変更) 自己の居住用 0.1ha未満	都市開発課	1,300	19年7月1日	1,341	△ 41	97%
142	73	1 開発行為許可申請(設計変更) 自己の居住用 0.1~0.3ha未満	都市開発課	3,400	19年7月1日	3,569	△ 169	95%
143	73	1 開発行為許可申請(設計変更) 自己の居住用 0.3~0.6ha未満	都市開発課	6,500	19年7月1日	6,853	△ 353	95%
144	73	1 開発行為許可申請(設計変更) 自己の居住用 0.6~1ha未満	都市開発課	13,300	19年7月1日	14,206	△ 906	94%
145	73	1 開発行為許可申請(設計変更) 自己の居住用 1~3ha未満	都市開発課	20,000	19年7月1日	20,759	△ 759	96%
146	73	1 開発行為許可申請(設計変更) 自己の居住用 3~6ha未満	都市開発課	26,100	19年7月1日	26,657	△ 557	98%
147	73	1 開発行為許可申請(設計変更) 自己の居住用 6~10ha未満	都市開発課	33,700	19年7月1日	34,520	△ 820	98%
148	73	1 開発行為許可申請(設計変更) 自己の居住用 10ha以上	都市開発課	46,000	19年7月1日	46,971	△ 971	98%
149	73	1 開発行為許可申請(設計変更) 自己の業務用 0.1ha未満	都市開発課	2,000	19年7月1日	2,216	△ 216	90%
150	73	1 開発行為許可申請(設計変更) 自己の業務用 0.1~0.3ha未満	都市開発課	4,600	19年7月1日	4,887	△ 287	94%
151	73	1 開発行為許可申請(設計変更) 自己の業務用 0.3~0.6ha未満	都市開発課	10,000	19年7月1日	10,930	△ 930	91%
152	73	1 開発行為許可申請(設計変更) 自己の業務用 0.6~1ha未満	都市開発課	18,500	19年7月1日	18,793	△ 293	98%
153	73	1 開発行為許可申請(設計変更) 自己の業務用 1~3ha未満	都市開発課	30,700	19年7月1日	31,244	△ 544	98%
154	73	1 開発行為許可申請(設計変更) 自己の業務用 3~6ha未満	都市開発課	41,500	19年7月1日	42,056	△ 556	99%
155	73	1 開発行為許可申請(設計変更) 自己の業務用 6~10ha未満	都市開発課	52,100	19年7月1日	53,196	△ 1,096	98%
156	73	1 開発行為許可申請(設計変更) 自己の業務用 10ha以上	都市開発課	73,700	19年7月1日	74,494	△ 794	99%
157	73	1 開発行為許可申請(設計変更) その他 0.1ha未満	都市開発課	13,100	19年7月1日	13,551	△ 451	97%
158	73	1 開発行為許可申請(設計変更) その他 0.1~0.3ha未満	都市開発課	19,900	19年7月1日	20,759	△ 859	96%
159	73	1 開発行為許可申請(設計変更) その他 0.3~0.6ha未満	都市開発課	29,200	19年7月1日	29,933	△ 733	98%
160	73	1 開発行為許可申請(設計変更) その他 0.6~1ha未満	都市開発課	34,800	19年7月1日	35,176	△ 376	99%

No.	別表 番号	事務内容	所管課	現行料額 a	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 a-b	原価負担率 a/b
161	73	1 開発行為許可申請(設計変更) その他 1~3ha未満	都市開発課	52,500	19年7月1日	52,869	△ 369	99%
162	73	1 開発行為許可申請(設計変更) その他 3~6ha未満	都市開発課	59,900	19年7月1日	60,732	△ 832	99%
163	73	1 開発行為許可申請(設計変更) その他 6~10ha未満	都市開発課	74,600	19年7月1日	75,149	△ 549	99%
164	73	1 開発行為許可申請(設計変更) その他 10ha以上	都市開発課	100,400	19年7月1日	101,361	△ 961	99%
165	73	2 開発行為許可申請(区域編入) 自己の居住用 0.1ha未満	都市開発課	13,000	19年7月1日	13,370	△ 370	97%
166	73	2 開発行為許可申請(区域編入) 自己の居住用 0.1~0.3ha未満	都市開発課	34,000	19年7月1日	34,995	△ 995	97%
167	73	2 開発行為許可申請(区域編入) 自己の居住用 0.3~0.6ha未満	都市開発課	65,000	19年7月1日	66,449	△ 1,449	98%
168	73	2 開発行為許可申請(区域編入) 自己の居住用 0.6~1ha未満	都市開発課	133,000	19年7月1日	133,945	△ 945	99%
169	73	2 開発行為許可申請(区域編入) 自己の居住用 1~3ha未満	都市開発課	200,000	19年7月1日	202,424	△ 2,424	99%
170	73	2 開発行為許可申請(区域編入) 自己の居住用 3~6ha未満	都市開発課	261,000	19年7月1日	266,644	△ 5,644	98%
171	73	2 開発行為許可申請(区域編入) 自己の居住用 6~10ha未満	都市開発課	337,000	19年7月1日	339,382	△ 2,382	99%
172	73	2 開発行為許可申請(区域編入) 自己の居住用 10ha以上	都市開発課	460,000	19年7月1日	467,821	△ 7,821	98%
173	73	2 開発行為許可申請(区域編入) 自己の業務用 0.1ha未満	都市開発課	20,000	19年7月1日	20,499	△ 499	98%
174	73	2 開発行為許可申請(区域編入) 自己の業務用 0.1~0.3ha未満	都市開発課	46,000	19年7月1日	46,580	△ 580	99%
175	73	2 開発行為許可申請(区域編入) 自己の業務用 0.3~0.6ha未満	都市開発課	100,000	19年7月1日	100,314	△ 314	100%
176	73	2 開発行為許可申請(区域編入) 自己の業務用 0.6~1ha未満	都市開発課	185,000	19年7月1日	186,159	△ 1,159	99%
177	73	2 開発行為許可申請(区域編入) 自己の業務用 1~3ha未満	都市開発課	307,000	19年7月1日	310,666	△ 3,666	99%
178	73	2 開発行為許可申請(区域編入) 自己の業務用 3~6ha未満	都市開発課	415,000	19年7月1日	422,722	△ 7,722	98%
179	73	2 開発行為許可申請(区域編入) 自己の業務用 6~10ha未満	都市開発課	521,000	19年7月1日	525,604	△ 4,604	99%
180	73	2 開発行為許可申請(区域編入) 自己の業務用 10ha以上	都市開発課	737,000	19年7月1日	743,819	△ 6,819	99%
181	73	2 開発行為許可申請(区域編入) その他 0.1ha未満	都市開発課	131,000	19年7月1日	133,735	△ 2,735	98%
182	73	2 開発行為許可申請(区域編入) その他 0.1~0.3ha未満	都市開発課	199,000	19年7月1日	200,575	△ 1,575	99%
183	73	2 開発行為許可申請(区域編入) その他 0.3~0.6ha未満	都市開発課	292,000	19年7月1日	294,939	△ 2,939	99%
184	73	2 開発行為許可申請(区域編入) その他 0.6~1ha未満	都市開発課	348,000	19年7月1日	351,294	△ 3,294	99%
185	73	2 開発行為許可申請(区域編入) その他 1~3ha未満	都市開発課	525,000	19年7月1日	530,847	△ 5,847	99%
186	73	2 開発行為許可申請(区域編入) その他 3~6ha未満	都市開発課	599,000	19年7月1日	602,930	△ 3,930	99%
187	73	2 開発行為許可申請(区域編入) その他 6~10ha未満	都市開発課	746,000	19年7月1日	747,096	△ 1,096	100%
188	73	2 開発行為許可申請(区域編入) その他 10ha以上	都市開発課	1,004,000	19年7月1日	1,009,216	△ 5,216	99%
189	73	3 開発行為許可申請(その他の変更)	都市開発課	15,000	19年7月1日	15,991	△ 991	94%
190	74	開発許可を受けた土地の建築許可申請	都市開発課	39,000	16年7月1日	40,893	△ 1,893	95%
191	75	ア 開発行為許可申請(地位の承継) 自己の業務用 1ha未満	都市開発課	2,500	16年7月1日	2,690	△ 190	93%
192	75	イ 開発行為許可申請(地位の承継) 自己の業務用 1ha以上	都市開発課	4,000	16年7月1日	4,132	△ 132	97%
193	75	ウ 開発行為許可申請(地位の承継) その他	都市開発課	19,000	16年7月1日	19,531	△ 531	97%

No	別表 番号	事務内容	所管課	現行料額 a	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 a-b	原価負担率 a/b
194	76	開発登録簿写し交付	都市開発課	700	16年7月1日	755	△ 55	93%
195	77	工場認可申請 500㎡以下	環境課	8,700	16年10月1日	8,669	31	100%
196	77	工場認可申請 500㎡以上1,000㎡以下	環境課	14,200	16年10月1日	14,239	△ 39	100%
197	77	工場認可申請 1,000㎡超	環境課	20,600	13年4月1日	20,464	136	101%
198	78	工場変更認可申請	環境課	7,600	16年10月1日	7,358	242	103%
199	79 ア	屋外広告物設置許可(広告塔・板)5㎡ごと	道路管理課	3,220	16年10月1日	3,294	△ 74	98%
200	79 イ	屋外広告物設置許可(小型広告板)1枚ごと	道路管理課	400	16年10月1日	1,001	△ 601	40%
201	79 ウ	屋外広告物設置許可(はり紙・札50枚ごと)	道路管理課	2,250	16年10月1日	17,929	△ 15,679	13%
202	79 エ	屋外広告物設置許可(広告旗)1枚ごと	道路管理課	450	17年10月1日	622	△ 172	72%
203	79 オ	屋外広告物設置許可(立看板)1枚ごと	道路管理課	450	16年10月1日	622	△ 172	72%
204	79 カ	屋外広告物設置許可(電柱街路灯利用)1枚ごと	道路管理課	310	16年10月1日	393	△ 83	79%
205	79 キ	屋外広告物設置許可(標識利用)	道路管理課	210	16年10月1日	1,212	△ 1,002	17%
206	79 ク	屋外広告物設置許可(宣伝車)	道路管理課	4,950	16年10月1日	10,924	△ 5,974	45%
207	79 ケ	屋外広告物設置許可(バス電車車体利用)	道路管理課	610	16年10月1日	739	△ 129	83%
208	79 コ	屋外広告物設置許可(前記以外車体利用)	道路管理課	1,950	16年10月1日	981	969	199%
209	79 サ	屋外広告物設置許可(アドバルーン)	道路管理課	2,850	16年10月1日	4,798	△ 1,948	59%
210	79 シ	屋外広告物設置許可(広告幕)	道路管理課	990	16年10月1日	752	238	132%
211	79 ス	屋外広告物設置許可(アーチ)	道路管理課	10,630	16年10月1日	10,464	166	102%
212	79 セ	屋外広告物設置許可(装飾街路灯)	道路管理課	5,010	16年10月1日	4,933	77	102%
213	79 ソ	屋外広告物設置許可(店頭装飾)	道路管理課	19,800	16年10月1日	20,463	△ 663	97%
214	80	建築物に関する確認申請 30㎡以内	建築審査課	5,600	16年7月1日	5,657	△ 57	99%
215	80	建築物に関する確認申請 30㎡超100㎡以内	建築審査課	9,400	16年7月1日	9,254	146	102%
216	80	建築物に関する確認申請 100㎡超200㎡以内	建築審査課	14,000	16年7月1日	14,391	△ 391	97%
217	80	建築物に関する確認申請 200㎡超500㎡以内	建築審査課	19,000	16年7月1日	18,970	30	100%
218	80	建築物に関する確認申請 500㎡超1000㎡以内	建築審査課	35,000	16年7月1日	35,189	△ 189	99%
219	80	建築物に関する確認申請 1000㎡超2000㎡以内	建築審査課	49,000	16年7月1日	49,115	△ 115	100%
220	80	建築物に関する確認 2000㎡超10000㎡以内	建築審査課	146,000	16年7月1日	146,534	△ 534	100%
221	80	建築物に関する確認 10000㎡超50000㎡以内	建築審査課	249,000	16年7月1日	250,230	△ 1,230	100%
222	80	建築物に関する確認 50000㎡超	建築審査課	474,000	16年7月1日	475,446	△ 1,446	100%
223	81	建築物に関する構造計算適合性判定手数料 1000㎡以内・大臣認定	建築審査課	111,000	20年6月20日	111,242	△ 242	100%
224	81	建築物に関する構造計算適合性判定手数料 1000㎡超2000㎡以内・大臣認定	建築審査課	137,000	20年6月20日	137,186	△ 186	100%
225	81	建築物に関する構造計算適合性判定手数料 2000㎡超10000㎡以内・大臣認定	建築審査課	150,000	20年6月20日	150,986	△ 986	99%
226	81	建築物に関する構造計算適合性判定手数料 10000㎡超50000㎡以内・大臣認定	建築審査課	190,000	20年6月20日	190,178	△ 178	100%

No.	別表 番号	事務内容	所管課	現行料額 a	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 a-b	原価負担率 a/b
227	81	建築物に関する構造計算適合性判定手数料 5000㎡・大臣認定	建築審査課	322,000	20年6月20日	322,658	△ 658	100%
228	81	建築物に関する構造計算適合性判定手数料 1000㎡以内・大臣認定以外	建築審査課	159,000	20年6月20日	159,818	△ 818	99%
229	81	建築物に関する構造計算適合性判定手数料 1000㎡超2000㎡以内・大臣認定以外	建築審査課	212,000	20年6月20日	212,810	△ 810	100%
230	81	建築物に関する構造計算適合性判定手数料 2000㎡超10000㎡以内・大臣認定以外	建築審査課	243,000	20年6月20日	243,170	△ 170	100%
231	81	建築物に関する構造計算適合性判定手数料 10000㎡超50000㎡以内・大臣認定以外	建築審査課	322,000	20年6月20日	322,106	△ 106	100%
232	81	建築物に関する構造計算適合性判定手数料 50000㎡・大臣認定以外	建築審査課	590,000	20年6月20日	590,378	△ 378	100%
233	82	建築設備確認申請 昇降機	建築審査課	9,600	16年7月1日	9,604	△ 4	100%
234	82	建築設備確認申請 小荷物専用昇降機	建築審査課	4,300	16年7月1日	4,362	△ 62	99%
235	82	建築設備確認申請(変更) 昇降機	建築審査課	5,400	16年7月1日	5,672	△ 272	95%
236	82	建築設備確認申請(変更) 小荷物専用昇降機	建築審査課	3,300	16年7月1日	3,379	△ 79	98%
237	83	工作物確認申請 工作物築造	建築審査課	8,500	16年7月1日	8,621	△ 121	99%
238	83	工作物確認申請 工作物築造(変更)	建築審査課	4,300	16年7月1日	4,362	△ 62	99%
239	84	建築物に関する完了検査申請 30㎡以内	建築審査課	11,000	16年7月1日	10,940	61	101%
240	84	建築物に関する完了検査申請 30㎡超100㎡以内	建築審査課	12,000	16年7月1日	12,578	△ 578	95%
241	84	建築物に関する完了検査申請 100㎡超200㎡以内	建築審査課	16,000	16年7月1日	15,769	231	101%
242	84	建築物に関する完了検査申請 200㎡超500㎡以内	建築審査課	23,000	16年7月1日	23,305	△ 305	99%
243	84	建築物に関する完了検査申請 500㎡超1000㎡以内	建築審査課	37,000	16年7月1日	37,596	△ 596	98%
244	84	建築物に関する完了検査申請 1000㎡超2000㎡以内	建築審査課	52,000	16年7月1日	52,555	△ 555	99%
245	84	建築物に関する完了検査申請 2000㎡超10000㎡以内	建築審査課	124,000	16年7月1日	124,425	△ 425	100%
246	84	建築物に関する完了検査申請 10000㎡超50000㎡以内	建築審査課	199,000	16年7月1日	199,324	△ 324	100%
247	84	建築物に関する完了検査申請 50000㎡超	建築審査課	396,000	16年7月1日	396,609	△ 609	100%
248	85	建築設備完了検査申請 昇降機	建築審査課	13,000	16年7月1日	12,905	95	101%
249	85	建築設備完了検査申請 小荷物専用昇降機	建築審査課	8,600	16年7月1日	8,646	△ 46	99%
250	86	工作物完了検査申請	建築審査課	9,600	16年7月1日	9,629	△ 29	100%
251	87	中間検査を受けた建築物の完了検査申請 30㎡以内	建築審査課	9,900	16年7月1日	9,760	140	101%
252	87	中間検査を受けた建築物の完了検査申請 30㎡超100㎡以内	建築審査課	11,000	16年7月1日	11,005	△ 5	100%
253	87	中間検査を受けた建築物の完了検査申請 100㎡超200㎡以内	建築審査課	15,000	16年7月1日	15,060	△ 60	100%
254	87	中間検査を受けた建築物の完了検査申請 200㎡超500㎡以内	建築審査課	21,000	16年7月1日	20,774	226	101%
255	87	中間検査を受けた建築物の完了検査申請 500㎡超1000㎡以内	建築審査課	36,000	16年7月1日	35,983	17	100%
256	87	中間検査を受けた建築物の完了検査申請 1000㎡超2000㎡以内	建築審査課	49,000	16年7月1日	49,525	△ 525	99%
257	87	中間検査を受けた建築物の完了検査申請 2000㎡超10000㎡以内	建築審査課	115,000	16年7月1日	115,571	△ 571	100%
258	87	中間検査を受けた建築物の完了検査申請 10000㎡超50000㎡以内	建築審査課	186,000	16年7月1日	186,399	△ 399	100%
259	87	中間検査を受けた建築物の完了検査申請 50000㎡超	建築審査課	383,000	16年7月1日	383,708	△ 708	100%

No	別表 番号	事務内容	所管課	現行料額 a	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 a-b	原価負担率 a/b
260	88	中間検査を受けた建築設備の完了検査申請 昇降機	建築審査課	13,000	16年7月1日	12,971	29	100%
261	88	中間検査を受けた建築設備の完了検査申請 小荷物専用昇降機	建築審査課	8,400	16年7月1日	8,711	△ 311	96%
262	89	建築物に関する中間検査申請 30㎡以内	建築審査課	9,900	16年7月1日	9,760	140	101%
263	89	建築物に関する中間検査申請 30㎡超100㎡以内	建築審査課	11,000	16年7月1日	11,071	△ 71	99%
264	89	建築物に関する中間検査申請 100㎡超200㎡以内	建築審査課	15,000	16年7月1日	14,995	5	100%
265	89	建築物に関する中間検査申請 200㎡超500㎡以内	建築審査課	21,000	16年7月1日	21,757	△ 757	97%
266	89	建築物に関する中間検査申請 500㎡超1000㎡以内	建築審査課	34,000	16年7月1日	34,213	△ 213	99%
267	89	建築物に関する中間検査申請 1000㎡超2000㎡以内	建築審査課	46,000	16年7月1日	46,289	△ 289	99%
268	89	建築物に関する中間検査申請 2000㎡超10000㎡以内	建築審査課	104,000	16年7月1日	104,095	△ 95	100%
269	89	建築物に関する中間検査申請 10000㎡超50000㎡以内	建築審査課	167,000	16年7月1日	167,919	△ 919	99%
270	89	建築物に関する中間検査申請 50000㎡超	建築審査課	341,000	16年7月1日	341,245	△ 245	100%
271	90	建築設備に関する中間検査申請 建築設備または昇降機	建築審査課	12,000	16年7月1日	12,250	△ 250	98%
272	90	建築設備に関する中間検査申請 小荷物専用昇降機	建築審査課	8,300	16年7月1日	8,646	△ 346	96%
273	91	工作物に関する中間検査申請	建築審査課	9,100	16年7月1日	9,498	△ 398	96%
274	92	仮使用の承認に関する申請	建築審査課	126,000	16年7月1日	126,569	△ 569	100%
275	93	道路位置の指定の申請に対する審査	建築指導課	50,000	14年10月1日	49,766	234	100%
276	94	建築物敷地と道路との関係の建築許可申請	建築指導課	36,000	16年10月1日	35,651	349	101%
277	95	公衆便所等の道路内建築許可申請	建築指導課	36,000	16年10月1日	35,651	349	101%
278	96	道路内建築許可申請	建築指導課	28,000	16年10月1日	28,041	△ 41	100%
279	97	公共用歩廊等道路内建築許可申請	建築指導課	160,000	11年5月1日	159,934	66	100%
280	98	壁面線外建築許可申請	建築指導課	160,000	8年4月1日	159,934	66	100%
281	99	用途地域建築許可申請	建築指導課	180,000	11年5月1日	179,265	735	100%
282	100	建築物の容積率に関する特例許可申請	建築指導課	160,000	8年4月1日	159,934	66	100%
283	101	建築物の建ぺい率に関する特例許可申請	建築指導課	36,000	16年10月1日	35,651	349	101%
284	102	建築物の建ぺい率に関する制限適用除外許可申請	建築指導課	36,000	16年10月1日	35,651	349	101%
285	103	建築物の敷地面積の制限の適用除外の許可申請	建築指導課	160,000	8年4月1日	159,934	66	100%
286	104	建築物の高さの特例認定申請	建築指導課	28,000	14年10月1日	28,041	△ 41	100%
287	105	建築物の高さの許可認定	建築指導課	160,000	8年4月1日	159,934	66	100%
288	106	日影による建築物の高さの許可申請	建築指導課	160,000	8年4月1日	159,934	66	100%
289	107	高架工作物内に設ける建築物の高さ 制限の適用除外認定申請	建築指導課	28,000	16年10月1日	28,041	△ 41	100%
290	108	高度利用地区内建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は 壁面位置に関する特例許可申請	建築指導課	160,000	8年4月1日	159,934	66	100%
291	109	高度利用地区内建築物の 各階部分の高さの許可申請	建築指導課	160,000	8年4月1日	159,934	66	100%
292	110	敷地内に広い空き地を有する建築物の 容積率又は各部分の高さの特例許可申請	建築指導課	160,000	8年4月1日	159,934	66	100%

No.	別表 番号	事務内容	所管課	現行料額 a	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 a-b	原価負担率 a/b
293	111	再開発等促進区域等内の建築物の容積率に関する制限の適用除外認定申請(建基法68の3第1)	建築指導課	28,000	16年10月1日	28,041	△ 41	100%
294	111	再開発等促進区域等内の建築物の容積率に関する制限の適用除外認定申請(建基法68の3第3)	建築指導課	28,000	16年10月1日	28,041	△ 41	100%
295	112	再開発促進区域内の建築物の各部分の高さ許可申請	建築指導課	160,000	8年4月1日	159,934	66	100%
296	113	地区計画区域内の建築物の容積率に関する制限に適用除外の認定	建築指導課	28,000	17年4月1日	28,041	△ 41	100%
297	114	区域の特性に応じた高さ、配列および形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内の建築物の容積率及び各部分の高さに関する適用除外に係る認定申請(建基法68の5の4第1項)	建築指導課	28,000	16年10月1日	28,041	△ 41	100%
298	114	区域の特性に応じた高さ、配列および形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内の建築物の容積率及び各部分の高さに関する適用除外に係る認定申請(建基法68の5の4第2項)	建築指導課	28,000	16年10月1日	28,041	△ 41	100%
299	115	予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請	建築指導課	160,000	8年4月1日	159,934	66	100%
300	116	仮設建築物許可申請	建築審査課	108,000	16年7月1日	108,221	△ 221	100%
301	117	総合的設計による複数建築物特例認定申請(建築物数1又は2である場合)	建築指導課	82,000	16年10月1日	81,448	552	101%
302	117	総合的設計による複数建築物特例認定申請(建築物数3以上である場合 $\alpha=29,000 \times 2$ を超える建築物数)	建築指導課	29,000	16年10月1日	28,833	167	101%
303	118	既存建築物を前提とした総合的設計による複数建築物特例認定申請(建築物数1である場合)	建築指導課	82,000	16年10月1日	81,448	552	101%
304	118	既存建築物を前提とした総合的設計による複数建築物(建築物数2以上である場合 $\alpha=29,000 \times 1$ を超える建築物数)	建築指導課	29,000	16年10月1日	28,833	167	101%
305	119	総合的設計による一団地の建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可申請(建築物数2である場合)	建築指導課	238,000	15年4月1日	235,949	2,051	101%
306	119	総合的設計による一団地の建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可申請(建築物数3以上である場合 $\alpha=29,000 \times 2$ を超える建築物数)	建築指導課	29,000	16年10月1日	28,833	167	101%
307	120	既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物(既存建築物を除く)の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可申請(建築物数1である場合)	建築指導課	238,000	15年4月1日	235,949	2,051	101%
308	120	既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物(既存建築物を除く)の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可申請(建築物数2以上である場合 $\alpha=29,000 \times 1$ を超える建築物数)	建築指導課	29,000	16年10月1日	28,833	167	101%
309	121	同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請(建築物数1である場合)	建築指導課	82,000	16年10月1日	81,448	552	101%
310	121	同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請(建築物数2以上である場合 $\alpha=29,000 \times 1$ を超える建築物数)	建築指導課	29,000	16年10月1日	28,833	167	101%
311	122	同一敷地内認定建築物又は同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例の許可申請(建築物数1である場合)	建築指導課	238,000	15年4月1日	235,949	2,051	101%
312	122	同一敷地内認定建築物又は同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例の許可申請(建築物数2以上である場合 $\alpha=29,000 \times 1$ を超える建築物数)	建築指導課	29,000	16年10月1日	28,833	167	101%
313	123	複数建築物の認定・許可取消申請(認定または現存の建築物がない場合)建基法86の5第1項	建築指導課	6,900	16年10月1日	6,910	△ 10	100%
314	123	複数建築物の認定・許可取消申請(@13,000×建築物数)建基法86の5第1項	建築指導課	13,000	16年10月1日	13,171	△ 171	99%
315	124	一団地の住宅施設に関する都市計画による建築物の容積率建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外認定申請	建築指導課	28,000	16年10月1日	28,041	△ 41	100%
316	125	既存建築物の二以上の工区工事を行なう場合の制限緩和認定手数料	建築審査課	28,000	17年4月1日	28,697	△ 697	98%
317	126	既存建築物の二以上の工区工事を行なう場合の制限緩和認定変更手数料	建築審査課	28,000	17年4月1日	28,697	△ 697	98%
318	127	優良宅地造成認定申請 1,000㎡未満	建築指導課	86,000	14年10月1日	86,175	△ 175	100%
319	127	優良宅地造成認定申請 1,000㎡以上3,000㎡未満	建築指導課	130,000	14年10月1日	128,976	1,024	101%
320	127	優良宅地造成認定申請 3,000㎡以上6,000㎡未満	建築指導課	190,000	14年10月1日	189,129	871	100%

No.	別表 番号	事務内容	所管課	現行料額 a	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 a-b	原価負担率 a/b
321	127	優良宅地造成認定申請 6,000㎡以上10,000㎡未満	建築指導課	260,000	14年10月1日	259,030	970	100%
322	127	優良宅地造成認定申請 10,000㎡以上30,000㎡未満	建築指導課	390,000	14年10月1日	390,552	△ 552	100%
323	127	優良宅地造成認定申請 30,000㎡以上60,000㎡未満	建築指導課	510,000	14年10月1日	510,830	△ 830	100%
324	127	優良宅地造成認定申請 60,000㎡以上100,000㎡未満	建築指導課	660,000	14年10月1日	660,018	△ 18	100%
325	127	優良宅地造成認定申請 100,000㎡超	建築指導課	870,000	14年10月1日	870,353	△ 353	100%
326	128	優良住宅新築認定申請 100㎡以下	建築指導課	6,200	9年5月1日	6,200	△ 0	100%
327	128	優良住宅新築認定申請 100㎡を超え500㎡以下	建築指導課	8,600	9年5月1日	8,594	6	100%
328	128	優良住宅新築認定申請 500㎡を超え2,000㎡以下	建築指導課	13,000	9年5月1日	13,261	△ 261	98%
329	128	優良住宅新築認定申請 2,000㎡を超え10,000㎡以下	建築指導課	35,000	9年5月1日	34,886	114	100%
330	128	優良住宅新築認定申請 10,000㎡を超え50,000㎡以上	建築指導課	43,000	9年5月1日	42,849	151	100%
331	128	優良住宅新築認定申請 50,000㎡超	建築指導課	58,000	14年10月1日	57,921	79	100%
332	129	良質住宅新築認定申請 100㎡以下	建築指導課	6,200	9年5月1日	6,200	△ 0	100%
333	129	良質住宅新築認定申請 100㎡を超え500㎡以下	建築指導課	8,600	9年5月1日	8,594	6	100%
334	129	良質住宅新築認定申請 500㎡を超え2000㎡以下	建築指導課	13,000	9年5月1日	12,933	67	101%
335	129	良質住宅新築認定申請 2000㎡を超え10000㎡以下	建築指導課	35,000	9年5月1日	34,986	14	100%
336	129	良質住宅新築認定申請 10000㎡超	建築指導課	43,000	9年5月1日	42,849	151	100%
337	130	住宅用家屋証明	建築審査課	1,300	14年5月1日	1,331	△ 31	98%
338	131	居宅介護支援手数料	中央・東西 保健センター	厚生労働大 臣の定める額	15年4月1日	-	-	-
339	132	介護予防支援手数料	中央・東西 保健センター	厚生労働大 臣の定める額	18年4月1日	-	-	-
340	133	長期優良住宅建築等計画の認定 100㎡以下・適合書類提出	建築指導課	7,200	21年3月30日	7,183	17	100%
341	133	長期優良住宅建築等計画の認定 100㎡を超え500㎡以下・適合書類提出	建築指導課	13,000	21年3月30日	13,081	△ 81	99%
342	133	長期優良住宅建築等計画の認定 500㎡を超え1000㎡以下・適合書類提出	建築指導課	23,000	21年3月30日	23,090	△ 90	100%
343	133	長期優良住宅建築等計画の認定 1000㎡を超え2500㎡以下・適合書類提出	建築指導課	32,000	21年3月30日	32,264	△ 264	99%
344	133	長期優良住宅建築等計画の認定 2500㎡を超え5000㎡以下・適合書類提出	建築指導課	61,000	21年3月30日	61,098	△ 98	100%
345	133	長期優良住宅建築等計画の認定 5000㎡を超え10000㎡以下・適合書類提出	建築指導課	104,000	21年3月30日	104,347	△ 347	100%
346	133	長期優良住宅建築等計画の認定 100㎡以下・適合書類提出なし	建築指導課	47,000	21年3月30日	46,929	71	100%
347	133	長期優良住宅建築等計画の認定 100㎡を超え500㎡以下・適合書類提出なし	建築指導課	109,000	21年3月30日	108,855	146	100%
348	133	長期優良住宅建築等計画の認定 500㎡を超え1000㎡以下・適合書類提出なし	建築指導課	175,000	21年3月30日	175,120	△ 120	100%
349	133	長期優良住宅建築等計画の認定 1000㎡を超え2500㎡以下・適合書類提出なし	建築指導課	345,000	21年3月30日	343,532	1,468	100%
350	133	長期優良住宅建築等計画の認定 2500㎡を超え5000㎡以下・適合書類提出なし	建築指導課	617,000	21年3月30日	614,171	2,829	100%
351	133	長期優良住宅建築等計画の認定 5000㎡を超え10000㎡以下・適合書類提出なし	建築指導課	1,062,000	21年3月30日	1,065,673	△ 3,673	100%
352	133	長期優良住宅建築等計画の認定 変更認定	建築指導課	2,100	21年3月30日	2,097	3	100%
353	133	長期優良住宅建築等計画の認定 地位の継承	建築指導課	2,100	21年3月30日	2,097	3	100%

No.	別表 番号	事務内容	所管課	現行料額 a	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 a-b	原価負担率 a/b
354	自	自転車撤去保管手数料:自転車 (自転車等の放置自転車に関する条例)	交通対策課	5,000	16年10月1日	7,221	△ 2,221	69%
355	自	自転車撤去保管手数料:原動機付自転車 (自転車等の放置自転車に関する条例)	交通対策課	8,000	16年10月1日	-	-	-
356	幼	幼稚園入園手数料(幼稚園条例)	学務課	3,000	18年4月1日	3,277	△ 277	92%
357	廃	ごみ処理券手数料(事業系ごみ)(豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例)	資源循環課	32.5	20年4月1日	32.5	0.0	100%
358	廃	ごみ処理券手数料(粗大ごみ)(豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例)	資源循環課	32.5	20年4月1日	32.5	0.0	100%
359	廃	廃棄物処理手数料(埋立処分手数料)(豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例)	資源循環課	9.5	12年4月1日	9.5	0	100%
360	廃	動物の死体処理手数料(豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例)	資源循環課	2,600	12年4月1日	2,600	0	100%
361	廃	一般廃棄物処理業許可手数料(新規)(豊島区廃棄物の発生抑制再利用による減量及び適正処理に関する条例)	清掃事務所	15,000	12年4月1日	16,320	△ 1,320	92%
362	廃	一般廃棄物処理業許可手数料(新規)(豊島区廃棄物の発生抑制再利用による減量及び適正処理に関する条例)	清掃事務所	10,000	18年4月1日	10,267	△ 267	97%
363	廃	一般廃棄物処理業許可手数料(新規)(豊島区廃棄物の発生抑制再利用による減量及び適正処理に関する条例)	清掃事務所	10,000	18年4月1日	10,332	△ 332	97%
364	廃	一般廃棄物処理業許可手数料(新規)(豊島区廃棄物の発生抑制再利用による減量及び適正処理に関する条例)	清掃事務所	3,000	12年4月1日	3,252	△ 252	92%
365	興	興行場の営業の許可申請(常設) (豊島区興行場法施行条例)	生活衛生課	17,500	13年4月1日	26,820	△ 9,320	65%
366	興	興行場の営業の許可申請(仮設) (豊島区興行場法施行条例)	生活衛生課	11,100	13年4月1日	17,957	△ 6,857	62%
367	化	化製工場設置許可申請 (豊島区化製工場等に関する法律施行条例)	生活衛生課	19,000	12年4月1日	18,858	142	101%
368	化	死亡畜獣取扱場及び法8条の許可申請 (豊島区化製工場等に関する法律施行条例)	生活衛生課	10,000	12年4月1日	9,684	316	103%
369	化	動物の飼養又は収容の許可申請 (豊島区化製工場等に関する法律施行条例)	生活衛生課	6,000	12年4月1日	6,080	△ 80	99%
370	プ	プール等の開設許可申請 (豊島区プールに関する条例)	生活衛生課	12,500	13年4月1日	40,081	△ 27,581	31%

事務内容欄が薄墨色のもの

は、「改定の検討を要すると判断された手数料」です。

資料

資料 1 豊島区手数料適正化検討委員会設置要綱 …………… 1

資料 2 平成 21 年度豊島区手数料検討委員会 検討経過 … 2

資料 3 平成 21 年度豊島区手数料検討委員会 委員名簿 … 3

豊島区手数料適正化検討委員会設置要綱

平成 13 年 6 月 6 日
区 長 決 裁

(設 置)

第 1 条 豊島区における手数料のあり方について検討し、その適正化に資するため、豊島区手数料適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 手数料を徴収する事務に関する事
- (2) 手数料の料額に関する事
- (3) 手数料の減額及び免除に関する事
- (4) その他手数料の適正化に関し必要な事項に関する事

(構 成)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は政策経営部長の職にある者とし、副委員長は区民部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、政策経営部企画課長、同財政課長、同行政経営課長、区民部区民課長、池袋保健所生活衛生課長、都市整備部建築審査課長、土木部道路管理課長の職にあるものとする。

(運 営)

第 4 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 3 委員長は、検討の結果を庁議に報告するものとする。

(庶 務)

第 5 条 委員会の庶務は、政策経営部財政課において処理する。

附 則

この要綱は平成 13 年 6 月 6 日から施行する。

平成 21 年度 豊島区手数料適正化検討委員会 検討経過

平成 21 年

- 6 月 3 日 ○ 第 1 回検討委員会開催
- ・ 平成 21 年度検討スケジュールについて
 - ・ 手数料対象事務コスト調査について
 - ・ コスト調査の内容について
- 10 月 14 日 ○ 第 2 回検討委員会開催
- ・ 手数料対象事務コスト調査の積算結果
 - ・ 手数料改定の検討
 - ・ 新たな手数料の検討
- 11 月 30 日 ○ 第 3 回検討委員会開催
- ・ 他区にあり豊島区にない手数料について
 - ・ 検討委員会報告書(案)について

平成21年度 豊島区手数料適正化検討委員会 委員名簿

職	所属	氏名
委員長	政策経営部長	横田 勇
副委員長	区民部長	齋藤 賢司
委員	政策経営部 企画課長	小澤 弘一
委員	政策経営部 財政課長	吉末 昌弘
委員	政策経営部 行政経営課長	橋爪 力
委員	区民部 区民課長	兒玉 辰哉
委員	池袋保健所 生活衛生課長	佐藤 廣明
委員	都市整備部 建築審査課長	野島 修
委員	土木部 道路管理課長	石井 雄三

手数料適正化検討委員会報告書

編集・発行

平成22(2010)年1月発行
豊島区手数料適正化検討委員会
事務局; 豊島区政策経営部 財政課
〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1
Tel (03)3981-1111(代表)

(この印刷物は再生紙を使用しています。)